

令和 5 年 4 月 1 日

東大阪市営繕工事における設計数量の公開について

東大阪市が発注する営繕工事の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札時における入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化と負担軽減を図るため、設計価格の算出に用いる積算数量を公開します。

1 対象工事

原則として競争入札に付する建築工事、電気設備工事、機械設備工事のほかこれに類する建築及び建築設備等の工事を公開対象とします。ただし、設計施工一括方式による工事、昇降機設備工事、ガス設備工事のほか、業者の参考見積を採用する工事のうち知的財産を侵害する恐れのある工事は公開の対象から除外します。

2 対象項目

公開する項目は、市が発注する工事の設計内訳書に記載されている名称、品質寸法、数量、単位とし、公開用設計内訳書（別紙 1）により公開します。

また、設計内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量、共通仮設費や現場管理費等の算定の際に用いる根拠となる数量等については、公開の対象から除外します。

3 公開する数量の取り扱い

数量は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化と負担軽減を目的に公開、提供するものであり、工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として公開します。また、設計図書と数量に相異等がある場合は設計図書を優先します。

4 公開時期及び方法

数量の公開は、競争入札時に公開する図面・仕様書等と同時とし、電子データで公開します。

5 施行時期

令和 5 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用します。